

平成26年度「市・県民税」

申告相談

申告日程（北秋田市）

2月4日～3月17日

◎申告に関するご相談、お問い合わせ

税務課市税係 ☎62・1116

「平成26年度市・県民税申告」は平成25年中の収入や控除について申告していただくものです。地区ごとに日程が指定されていますので、日程表を確認のうえ指定の会場で申告してください。

申告をしなければならない方が未申告の場合、各種届出や申請に必要な証明書の交付が受けられません。また、国民健康保険税、介護保険料の算定や国民年金・福祉・保育等の各種判定において不利益が生じる場合がありますので、申告が必要な方は必ず申告をしてください。

申告会場及び日時の変更を希望される方は、資料準備のため希望日の前日までに電話連絡をお願いします。

◆所得税の確定申告をされる方へ

所得税の確定申告をされる方は「e-tax」を行うことにより、申告会場に向かなくても、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。なお、所得税の還付申告については1月から税務署で受付しています。

◆事業主のみなさまへ

前年中に給与・賞与等の支払いをした事業所は、1月31日までに前年中の給与所得の金額その他必要な事項を当該給与の支払を受けている者の1月1日現在の居住市町村に提出しなければならぬこととなります。

申告相談を円滑に行うため、早めの提出をお願いします。

◆税務課からのお知らせ

申告会場は大変込み合います。申告相談を円滑に行うため、次のことにご協力ください。

▼営業・農業・不動産収入のある方は、収支内訳書を作成していただくか、あらかじめ収入・経費の科目ごとに領収書を分類して集計をお願いします。

▼医療費控除を申告する方は、あらかじめ医療機関ごとに領収書を分類して集計をお願いします。

※領収書の集計をされていない方は、会場内の記帳コーナーで集計していただいでからの相談となりますので、順番が遅くなる場合があります。

▼青色申告、消費税、相続税、贈与税及び平成24年以前の所得税の確定申告については、市の申告相談会場では受けることはできませんので、直接税務署に申告してください。

▼添付書類が不備の場合は、申告相談を受けられない場合がありますので、事前の確認をお願いします。

▼申告相談期間中（2月4日～3月17日）は担当職員が全て申告会場に出向くため、電話での問い合わせに即答できない場合があります。問い合わせはできるだけ、申告相談期間前にお願ひします。

←次ページに申告相談日程表を掲載

◆申告しなければならない方

平成26年1月1日現在、北秋田市にお住まいで、次のいずれかに該当する方

- ①平成25年中に営業、農業、その他の事業所得、不動産、小作料、配当、譲渡、一時所得などがあった方
- ②給与所得者で次に該当する方
 - ▽給与以外に①の所得があった方
 - ▽2力以上の事業所から給与を受けた方で、年末調整をしていない方
 - ③公的年金を受給している方で、次に該当する方
 - ▽公的年金以外に①の所得があった方
 - ▽生命保険料・地震保険料控除、医療費控除及び扶養控除などの各種所得控除を受けようとする方
 - ④医療費控除、寄付金控除、住宅ローン控除などを受ける方

◆申告する必要のない方

平成25年中に所得がなかった方や障害者年金、遺族年金などの非課税所得のみの方でも、国民健康保険税等の軽減判定や所得証明書などの税に関する証明書の交付を受けるためには申告が必要です。

申告前に書類の確認を！

■申告相談を受けられる方は、次の書類をご持参ください。（□欄を使って確認してください）

■税務署から確定申告書が送られている方は、必ずご持参ください。

- すべての方 □印鑑 □生命保険料支払証明書 □地震保険料支払証明書 □社会保険料、国民年金等掛金等の領収書又は証明書 □医療費の領収書（支払先ごとに集計） □身体障害者手帳 □火災、雪害、盗難の損害があった時はその証明書（警察署、消防署から発行されるもの）又は領収書 □大学生のいる家庭は在学証明書 □預金口座番号のわかるもの（還付申告の場合）
- 給与所得のある方 □給与、報酬、賃金の源泉徴収票
※所得税の確定申告をする場合は、必ず源泉徴収票原本の添付が必要です。2か所以上から給与・報酬等が支払われている場合は、源泉徴収の有無に関わらず、全ての源泉徴収票が必要です。
- 年金所得のある方 □公的年金の源泉徴収票
※所得税の確定申告をする場合は、必ず源泉徴収票原本の添付が必要です。2か所以上から公的年金を受給している場合は、源泉徴収の有無に関わらず、全ての源泉徴収票が必要です。
- 農業所得のある方 □収支内訳書、帳簿、農協等の出荷証明書 □米政策に係る拋出金などの雑収入の証明書 □土地改良費、その他必要経費の領収書
- 営業、不動産収入のある方 □収支内訳書、帳簿 □報酬・不動産の支払調書 □必要経費の領収書
- 利子、配当、一時所得のある方 □支払調書等、支払額がわかるもの □経費がある場合は、その額がわかるもの
- 譲渡所得のある方 □譲渡した物件の売買契約書 □譲渡費用（手数料、測量費）などの領収書 □特別控除の特例を受ける場合は、その内容が確認できる書類

- ③市内に居住している親族の扶養親族となっている方
- ④公的年金等の収入が400万円以下で、その他の所得がなく、また、各種所得控除の適用を受けない方

◆農業の申告をされる方へ

農業所得は、他の事業所得と同じくすべて収支計算により求めることとなります。

自分で収支内訳書を作成できない方は、収支計算ノート等、収支がわかる書類と領収書をお持ちいただくか、事前に農協等の指導を受けて収支内訳書を作成し、申告時に提出してください。

農業収支計算説明会

農業所得の申告をされる方を対象に、収支計算の仕方などについての説明会を開催します。

◆日時 1月10日（金）13時30分～
◆場所 北秋田市交流センター
※申し込みは不要です。

大館税務署

☎0186-42-0671

◆社会保険料の納付確認書の発行について

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付を口座振